

# 鋼 船 規 則

## 鋼 船 規 則 検 査 要 領

### R 編

### 防火構造, 脱出設備及び 消火設備

鋼船規則 R 編  
鋼船規則検査要領 R 編

2009 年 第 2 回 一部改正  
2009 年 第 2 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 規則 第 34 号／達 第 53 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009 年 7 月 28 日 理事会 承認

2009 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

# ClassNK

財団法人 日本海事協会

# 鋼船規則

規則

R 編

防火構造, 脱出設備及び消火設備

2009 年 第 2 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 規則 第 34 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009 年 7 月 28 日 理事会 承認

2009 年 10 月 23 日 国土交通大臣 認可

2009 年 10 月 30 日 規則第 34 号  
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## **R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備**

### **20 章 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護**

#### **20.5 消火**

##### **20.5.1 固定式消火設備**

-5.として次の1項を加える。

-5. 閉囲された車両積載区域又は閉囲されたロールオン・ロールオフ区域に固定式加圧水噴霧装置を設ける場合には，当該区域からの排水装置について，本会が適当と認める閉塞防止のための措置を講じなければならない。

#### **附 則**

1. この規則は，2010 年 1 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され，かつ，少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例によることができる。

---

# 鋼船規則検査要領

R 編

防火設備, 脱出設備及び消火設備

要  
領

2009 年 第 2 回 一部改正

2009 年 10 月 30 日 達 第 53 号

2009 年 6 月 24 日 技術委員会 審議

2009 年 10 月 30 日 達 第 53 号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## R 編 防火構造，脱出設備及び消火設備

### 改正その 1

#### R19 危険物の運送

##### R19.3 特別要件

##### R19.3.1 給水装置

-4.を次のように改める。

-4. 規則 R 編 19.3.1-3.でいう「付加重量及び水の自由表面が復原性に及ぼす悪影響を考慮する」とは，散水又は張水装置から放出された水が貨物区域に滞留していくいかなる過程においても，規則 U 編 2.2.1-1.(1)の要件を満足することをいう。なお，本検討における積載初期条件については，C31A.2 に倣う。

##### R19.3.9 水噴霧装置

-3.を次のように改める。

-3. 規則 R 編 19.3.9 でいう「付加重量及び水の自由表面が復原性に及ぼす悪影響を考慮する」とは，固定式加圧水噴霧装置から放出された水が貨物区域に滞留していくいかなる過程においても，規則 U 編 2.2.1-1.(1)の要件を満足することをいう。なお，本検討における積載初期条件については，C31A.2 によること。

## **R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護**

### **R20.5 消火**

#### **R20.5.1 固定式消火設備**

-7.を次のように改める。

-7. 規則 R 編 20.5.1-4.でいう「付加重量及び水の自由表面が復原性に及ぼす悪影響を考慮する」とは、散水又は張水装置から放出された水が貨物区域に滞留していくいかなる過程においても、規則 U 編 2.2.1-1.(1)の要件を満足することをいう。なお、本検討における積載初期条件については、C31A.2 によること。

#### 附 則（改正その1）

1. この達は、2009 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

## R28 自動スプリンクラ装置

### R28.2 工学的仕様

#### R28.2.1 総則

-2.を次のように改める。

-2. 規則 R 編 28.2.1-2.でいう「本会が適当と認める場合」とは、~~機関が作成した次の指針に従って本会又は本会の適当と認める機関により承認されること船舶検査心得 3-3-2 の附属書[1]の基準に適合する装置をいう。~~

~~Revised Guidelines for approval of sprinkler systems equivalent to that referred to in SOLAS regulation II-2/12 (IMO Res. A.800(19))~~

#### 附 則（改正その 2）

1. この達は、2009 年 10 月 30 日から施行する。

## R20 車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の保護

### R20.5 消火

#### R20.5.1 固定式消火設備

-6.を次のように改める。

-6. 規則 R 編 20.5.1-3.にいう「その他の固定式消火装置」については、~~“Guidelines for the approving alternative fixed water-based fire fighting systems for use in special category spaces” (MSC/Circ.914)~~ “Guidelines for the approval of fixed water-based fire fighting systems for ro-ro spaces and special category spaces equivalent to that referred to in resolution A.123 (V)” (MSC.1/Circ.1272) を参照すること。

## R25 固定式ガス消火装置

### R25.2 工学的仕様

R25.2.5 を次のように改める。

#### R25.2.5 機関室及び貨物ポンプ室用の同等固定式ガス消火装置

-1. 規則 R 編 25.2.5 に規定する「同等の固定式消火装置」については、次のいずれかの指針に従った装置とする。

- (1) “Revised Guidelines for the Approval of Equivalent Fixed Gas Fire-extinguishing Systems, as referred to in SOLAS 74, for machinery spaces and cargo pump rooms (MSC/Circ.848)” (MSC.1/Circ.1267 の改正含む) に従った装置とする。
- (2) “Revised Guidelines for the Approval of Fixed Aerosol Fire-Extinguishing systems Equivalent to Fixed Gas Fire-Extinguishing Systems, as referred to in SOLAS 74, for machinery spaces ” (MSC.1/Circ.1270)

-2. 前-1.(1)の消火装置が、当該消火装置により保護する区画内に消火剤を格納する場合  
あつては、次の(1)から(3)によること。

- (1) (省略)
- (2) (省略)
- (3) (省略)



### 附 則（改正その3）

1. この達は、2010年1月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 2008年5月9日前に試験されかつ2009年7月1日までに承認された装置であって、2015年7月1日までに搭載されるものについては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。